

発電用火力発電設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)

改 正 案	現 行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、火力(地熱又は冷熱(液化ガスが気化する際に発生する熱をいう。))を含む。以下同じ。)を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物(電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の適用を受ける携帯発電機を除く。))及び燃料電池設備(燃料電池を除く。))について適用する。</p> <p>2 前項の電気工作物とは、一般用電気工作物及び事業用電気工作物をいう。</p> <p>(燃料電池設備の材料)</p> <p>第三十条 燃料電池設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。次条において同じ。))に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。</p> <p>2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、燃焼ガスを通ずる部分の材料は、不燃性及び耐食性を有するものでなければならぬ。ただし、ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材にあつては、難燃性及び耐食性を有することをもって足りる。</p> <p>3 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、電装部近傍に充てんする保温材、断熱材その他の材料は難燃性のものではない。</p> <p>(燃料電池設備の構造等)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、火力(地熱又は冷熱(液化ガスが気化する際に発生する熱をいう。))を含む。以下同じ。)を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物(電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の適用を受ける携帯発電機を除く。))及び燃料電池設備(燃料電池を除く。))について適用する。</p> <p>(燃料電池設備の材料)</p> <p>第三十条 燃料電池設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く。次条において同じ。))に属する容器及び管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。</p> <p>(燃料電池設備の構造)</p>

第三十一条 燃料電池設備の耐圧部分のうち最高使用圧力が〇・

一メガパスカル以上の部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

2| 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、つまみ類その他操作時に利用者の身体に接触する部品は、火傷のおそれがない温度となるようにしなければならない。

3| 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、排気ガスの排出による火傷を防止するため、排出口の近くの見やすい箇所¹に火傷のおそれがある旨を表示する等適切な措置を講じなければならない。

(ガスの漏洩対策等)

第三十三条 燃料ガスを通ずる燃料電池設備には、当該設備からの燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2| 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合であつて、屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときには、給排気部を適切に施設しなければならない。

(非常停止装置)

第三十四条 燃料電池設備には、運転中に生じた異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に当該設備を自動的かつ速やかに停止する装置を設けなければならない。

2| 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、燃料を通ずる部分の管には、燃料の遮断のための二個以上の自動弁を直列に取り付けなければならない。この場合において、自動弁は動力源喪失時に自動的に閉じるものでなければならない。

第三十一条 燃料電池設備の耐圧部分のうち最高使用圧力が〇・

一メガパスカル以上の部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

(ガスの漏洩対策)

第三十三条 燃料ガスを通ずる燃料電池設備には、当該設備からの燃料ガスが漏洩した場合の危害を防止するための適切な措置を講じなければならない。

(非常停止装置)

第三十四条 燃料電池設備には、運転中に生じた異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に当該設備を自動的かつ速やかに停止する装置を設けなければならない。